

国土交通省直轄事業における
公共事業の品質確保の促進に関する懇談会

設 立 趣 意 書

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益とされ、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、公共工事の品質確保の促進を図ることとされた。

一方、近年、一般競争入札の導入に伴うダンピング受注の増加や、不良不適格業者の参入、体制が脆弱な発注者の存在、厳しい財政事情に伴う公共投資の減少等、公共工事の品質低下の懸念が増大する中、国民から公共工事の品質や透明性の確保に対する要請が増大している。

本懇談会は、このような状況下にあって、中央建設業審議会の議論も踏まえつつ、国土交通省直轄事業における公共事業の品質のさらなる確保・向上を図るため、適正な競争環境の確保、現場における生産性の向上、その他の建設生産システム等に関する諸課題への対応方針について検討・提言を行うことを目的として設置するものである。